

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る
都市計画の概略の案



西尾市の木「くすのき」

令和4年 10月

西 尾 市

はじめに

本都市計画の概略の案は、岡崎市、西尾市及び幸田町のごみ処理を広域化する岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業について、「都市計画運用指針」（令和4年4月一部改正）に基づき、令和4年5月に公表した「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の構想段階評価書」及び当該評価結果に係る住民意見等を踏まえ、都市計画の概略の案を決定したものである。

目 次

1. 都市計画を定めようとする目的	1
2. 当該施設の位置を決定した経緯	3
3. 上位計画における当該施設の位置付け	4
(1) 西尾市都市計画マスタープラン	4
(2) 第7次西尾市総合計画後期計画	4
(3) 西三河都市計画区域マスタープラン	4
4. 対象事業の概要	4
(1) 対象事業の概要	4
(2) 工事計画の概要	4
5. 構想段階の評価結果	5
(1) 複数の概略の案	5
(2) 構想段階評価結果	6
6. 都市計画の構想段階評価書の評価結果と意見を踏まえた決定の考え方	7
7. 都市計画の概略の案	9
(1) 都市計画の種類	9
(2) 名称	9
(3) 位置	9
(4) 区域	10
(5) 面積	10
8. 構想段階評価書の案及び構想段階評価書に係る意見と都市計画決定権者の見解	11
(1) 「構想段階評価書の案」に係る一般からの意見	11
(2) 「構想段階評価書」に係る関係行政機関からの意見	24
参考「計画段階環境配慮書」に係る愛知県知事の意見	25
9. 都市計画の手続等	27
(1) 都市計画の手続	27
(2) 都市計画の概略の案の縦覧	28
(3) 都市計画の概略の案の説明会の開催	28
(4) 問合せ先	28

1. 都市計画を定めようとする目的

ごみ焼却場などのごみ処理施設は、我々の日常生活や企業の事業活動などで排出されるごみを処理し、清潔で快適な都市環境を提供する必要不可欠な施設です。

現在、岡崎市、西尾市及び幸田町（以下「2市1町」という。）のごみ処理（産業廃棄物を除く。）は、西尾市クリーンセンター（平成12年4月供用開始）、岡崎市八帖クリーンセンター（平成8年2月供用開始）及び岡崎市中央クリーンセンター（平成23年7月供用開始）で行われています。（各施設の概要と位置は表1、図1を参照）

このようなごみ焼却施設に関して、平成9年5月、国は都道府県に対し、主にごみ処理に伴うダイオキシン類の削減を図るため、ごみ処理の広域化計画を策定するよう通知しています。これを受けて愛知県は、平成10年10月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、県内を焼却能力300t/日以上を基準とした13ブロックに集約を図ることとしています。その後、平成21年3月には第2次計画を策定しています。なお、令和3年11月には、廃棄物処理経費の縮減、気候変動対策の推進、災害への対応等の観点から、より安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推進するため、愛知県は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」を策定しており、本計画においても西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を集約することとされています。

この「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を踏まえ、平成11年2月に設置した2市1町で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議では、平成17年3月に「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定し、令和12年度を稼働目標年度として現在稼働している西尾市クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター1号炉の両施設を統合して1施設への集約化を目指すこととしました。その後、新たにごみ処理施設の建設候補地の選定や地元調整を進め、令和2年2月には、岡崎西尾地域広域化ブロック会議で建設予定地は現西尾市クリーンセンター敷地とすることを確認しました。

こうしたことから、本都市計画は、2市1町のごみ処理施設を集約して、広域化による効率的かつ安定的なごみ処理事業を推進するために、新たにごみ処理施設として「西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）岡崎西尾地域広域ごみ処理施設」を定めようとするものです。

表1 既存施設の概要

施設名		西尾市クリーンセンター	岡崎市八帖クリーンセンター	岡崎市中央クリーンセンター
設置主体		西尾市	岡崎市	岡崎市
所在地		西尾市吉良町岡山大岩山 65番地	岡崎市八帖南町字立島 2番地1	岡崎市板田町字西流石 2番地1
処理対象区域		西尾市	岡崎市、幸田町	岡崎市、幸田町
焼却 処理 施設	処理能力	195 t/日 (65 t/日×3炉)	100 t/日	380 t/日 (190 t/日×2炉)
	処理方式	全連続燃焼式流動床炉	全連続燃焼式ストーカ炉	シャフト炉式ガス化溶融
	供用開始	平成12年4月	平成8年2月	平成23年7月



図1 既存施設及び対象事業実施区域位置図

2. 当該施設の位置を決定した経緯

国や県のごみ処理広域化の方針を受けて、これまで2市1町では、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において広域のごみ焼却施設の候補地の検討を行ってきました。

当該施設の位置を決定した経緯は、表2に示すとおりです。

表2 当該施設の位置を決定した経緯

年月	概要
平成11年2月	岡崎市、西尾市、幸田町、額田町、一色町、吉良町及び幡豆町の2市5町（その後の合併により2市1町）で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議を設置しました。
平成17年3月	「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定。岡崎西尾ブロック内にある4施設（旧岡崎市中心クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉、同2号炉及び西尾市クリーンセンター）のごみ焼却施設を統合し、2施設への集約化を目指すこととしました。
平成23年7月	「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」に基づき、旧岡崎市中心クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター2号炉の集約施設として、岡崎市中心クリーンセンターの供用を開始しました。
平成25年2月	最新の状況におけるごみ発生量見込みを推計。その数値に基づく新施設の処理能力や施設更新時期を平成37（令和7）年度以降で検討・協議していくこととする「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」の概要の見直しを行いました。
平成26年11月	岡崎西尾地域広域化ブロック会議を開催。平成42（令和12）年度に岡崎市八帖クリーンセンター1号炉及び西尾市クリーンセンターを統合した広域新施設の供用開始を目指す。また、広域新施設の立地エリアは、地域住民の利便性、収集運搬の効率性などの立地選定の諸条件及び岡崎市中心クリーンセンターとの位置的バランスを考慮して検討することとしました。
平成28年6月～	西尾市クリーンセンター敷地内に広域新施設が建設可能かどうか調査業務を実施し、調査結果は、300t/日規模の施設の建設は可能であり、建設候補地のひとつとなり得るとの結果でした。
平成30年8月～	岡崎西尾地域における広域新施設の立地場所となる候補地を選定するため、適地選定業務を実施し、法制約条件や収集運搬効率、敷地面積、周辺条件などから候補地の点数化を行い、各市町で最も点数の高かった1箇所ずつを候補地として選定しました。
令和元年5月	岡崎西尾地域広域化ブロック会議幹事会において、候補地のうち点数の最も高かった現西尾市クリーンセンター敷地を最有力候補地とし、関係者への調整及び合意形成を図っていくことを決定しました。
令和2年2月	岡崎西尾地域広域化ブロック会議にて建設予定地は現西尾市クリーンセンター敷地とすることを確認しました。
令和2年6月～	西尾市長を会長とする岡崎西尾地域広域ごみ処理西尾地区施設建設会議を新たに設置し、西尾市が主体となって、岡崎市及び幸田町と連携を図り、事業を進めるにあたって必要な事項の検討・調整を進めています。

3. 上位計画における当該施設の位置付け

(1) 西尾市都市計画マスタープラン（平成30年5月一部改定 目標年次令和6年度）

西尾市都市計画マスタープランにおいては、ごみ処理場の整備の方針として、「西尾市クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を統合した広域新焼却施設の供用を目指し、2市1町（西尾市、岡崎市、幸田町）で検討・協議します。」と掲げられており、当該施設は、西尾市都市計画マスタープランの位置付けに基づいた施設です。

(2) 第7次西尾市総合計画後期計画（平成30年3月 西尾市）

第7次西尾市総合計画後期計画においては、「クリーンセンターの機能を適正に維持するため、ごみの減量や長寿命化工事を行うとともに、岡崎市、幸田町と2市1町で広域化計画に基づき、建替えを検討していく必要があります。」と掲げられており、これに該当するものです。

(3) 西三河都市計画区域マスタープラン（平成31年3月 愛知県）

西三河都市計画区域マスタープラン（平成31年3月 愛知県）においては、その他都市施設の主要な施設の方針として「一般廃棄物処理施設は、市町村の区域を越えた広域的な連携も視野に入れて周辺施設への影響や輸送効率などを考え合わせ、愛知県廃棄物処理計画および市町村が定める一般廃棄物処理基本計画に基づいて施設の整備・充実を促進します。」とされており、これに該当するものです。

4. 対象事業の概要

(1) 対象事業の概要

表3 対象事業の概要

対象事業の種類	ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業
名称	西尾市クリーンセンター
位置及び面積	西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか 約 4.45ha
施設規模（処理能力）	292 t/日

(2) 工事計画の概要

表4 工事工程表（予定）

年度 項目	令和 7年度 (1年目)	令和 8年度 (2年目)	令和 9年度 (3年目)	令和 10年度 (4年目)	令和 11年度 (5年目)	令和 12年度 (6年目)
解体工事	→					
設計		→				
土木・建築工事			→	→	→	
プラント設備工事				→	→	
外構工事					→	
試運転					→	
供用						→

5. 構想段階の評価結果

(1) 複数の概略の案

複数案について検討した結果、施設の配置についてA案（煙突西側配置）とB案（煙突東側配置）の2案、煙突高さについて①案（80m）、②案（59m）の2案を設定しました。

設定した複数案は、図2に示すとおりです。

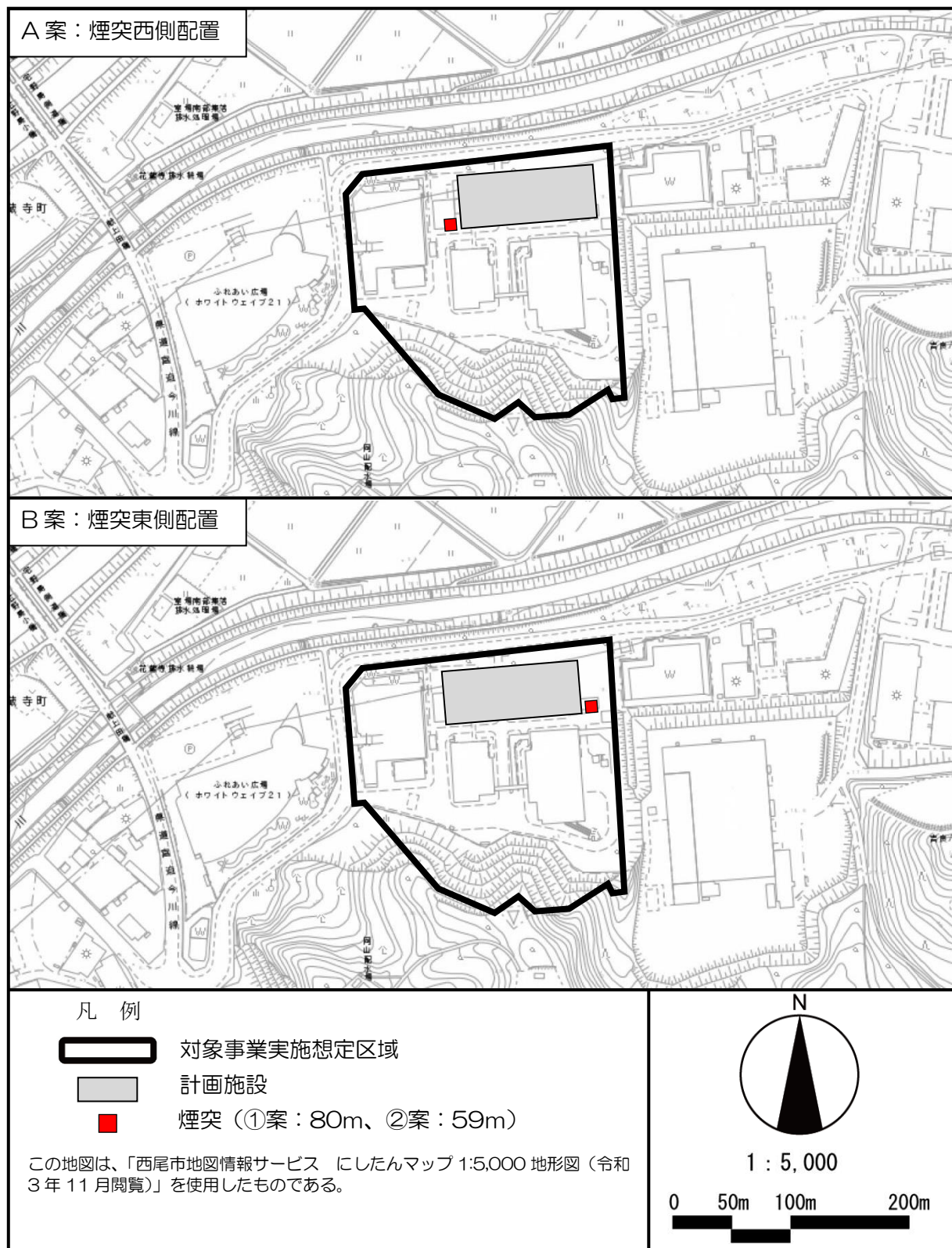


図2 設定した複数案

(2) 構想段階評価結果

設定した複数案について、各案を都市計画の観点から比較評価を行いました。評価結果は表5に示すとおりです。

表5 構想段階評価結果

評価分野	評価項目		評価結果				
			A案		B案		
			①案	②案	①案	②案	
都市計画の 一体性・総合 性の確保	農林漁業との健全な調和		○ 農業との健全な調和が図れます。				
	健康で文 化的な都 市生活及 び機能的 な都市活 動の確保	現況土地利用との整合性の観 点からの周辺居住環境や都市 活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと考 えられます。				
		将来土地利用方針との整合性 の観点からの周辺居住環境や 都市活動に対する影響の評価	○ 周辺の居住環境や都市生活への影響は少ないと考 えられます。				
		近接する居住地区・公益施設 への影響	○ 近接する居住地区・公益施設への影響は少ないと 考えられます。				
		周辺交通への影響	○ 廃棄物運搬車両の交通は、敷地内の進入路、待避 所で処理できることから周辺交通への影響は少な いと考えます。				
土地利用規制と都市施設の計画との連携 等、一体のものとして効果を発揮		○ 当該施設の効果を十分に発揮できます。					
自然的環境 の整備又は 保全	環境の自然 的構成 要素の良 好な保持	大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	○ 環境基準を下回っていることから、重大な影響は 生じません。			
	人と自然 との豊かな 触れ合いの 確保	景観	景観資源及び主要 な眺望点の改変の 状況	○ 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大 な環境影響を及ぼすことはありません。			
	施設が存在による 眺望景観への影響		○ いずれの対象計画案についても、計画施設（煙突） を望む仰角は10度以下であることから、重大な 環境影響を及ぼすことはありません。				
円滑な都市活動の確保			「都市計画の一体性・総合性の確保」参照				
良好な都市 環境の保持	敷地内緑地の確保		○ 可能な限り緑地が配置できるように検討します。				
適切な規模 及び必要な 位置への配 置	事業コストの適正		○	◎	○	◎	
	事業期間長期化リスク		○ 事業期間長期化リスクはないと考えられます。				
総合評価			○	◎	○	◎	

各案の相対的な評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案に比べて劣っている」を「○」としました。また、各案が「同等」の場合は「○」としました。

6. 都市計画の構想段階評価書の評価結果と意見を踏まえた決定の考え方

「都市計画の構想段階評価書」(以下、「構想段階評価書」という。)における複数案の比較では、評価分野のうち、「適切な規模及び必要な位置への配置」の「事業コストの適正」について、煙突高さの低い②案(煙突高さ59m)の方が、①案(煙突高さ80m)に比べ事業コストは小さいと評価しました。また、「都市計画の構想段階評価書の案」(以下、「構想段階評価書の案」という。)に対する一般からの意見では、「建設予定地の選定経緯」等について意見がありました。

同時に公表した環境影響評価手続の「計画段階環境配慮書」では、計画段階配慮事項である大気質、景観について、複数案の環境影響の比較を行い、影響の程度は同程度であると評価しました。その後、愛知県知事意見として、「事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること」「計画施設及び煙突の存在に伴う景観への影響が懸念されるため、これらの形状及び色彩に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な予測地点及び評価地点を検討すること」などが通知されました。(一般からの意見等は後述参照。)

これらのことを勘案し、複数案から単一の概略の案(以下、「都市計画の概略の案」という。)への絞り込みにあたっては、敷地の有効活用等の観点も踏まえ、煙突の高さや施設の配置の検討を行いました。

(1) 煙突の高さについて

煙突高さに係る検討結果は、表6に示すとおりです。

煙突の高さに係る大気質、景観の影響については、構想段階評価書において①案、②案ともに重大な影響がないことを確認しておりますが、煙突の構造、敷地の有効活用の観点から、②案(煙突高さ59m)の方が、工場棟と合わせて建築することで、敷地を有効に活用することが可能であり優位となることから、②案(煙突高さ59m)を採用することとしました。

なお、煙突高さを59mとしたことから、煙突と建屋は一体型とすることとしました。

表6 煙突高さの検討

項目	煙突高さ	
	①案：80m	②案：59m
煙突の構造	●地震や風荷重の影響が大きく独立して建築される。超高層建築物と同様の扱いとなり、構造について大臣認定を取得する必要があるため、設計や手続に期間を要する。	○工場棟と合わせて建築することができる。 ○構造について大臣認定の取得が不要である。
敷地の有効活用	●煙突が独立するため、敷地スペースの有効活用が図りづらい。	○工場棟と合わせて建築することで、敷地を有効に活用することが可能となる。
航空法による航空障害灯の設置義務	●設置が必要	○設置不要
建設費用	●煙突高さ59mに比べ、高価である。	○煙突高さ80mに比べ安価である。

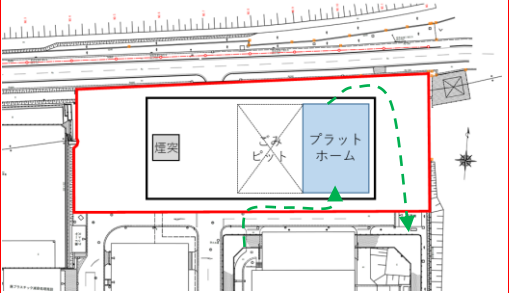
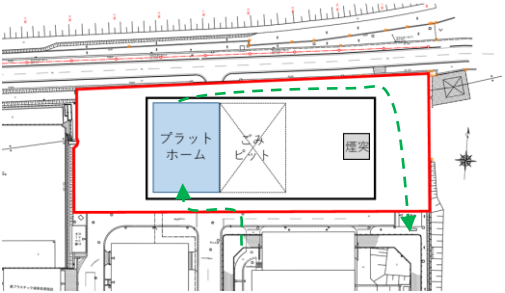
○：メリット、●：デメリットを示す。

(2) 施設の配置について

施設の配置に係る検討結果は、表7に示すとおりです。

施設の配置に係る景観への影響については、構想段階評価書においてA案、B案ともに重大な影響がないことを確認しておりますが、敷地の有効活用、日影規制への対応の観点から、プラットホーム東側（A案：煙突西側配置）の方が、プラットホームから退出するためのランプウェイが比較的短く、敷地の有効活用を図りやすいこと、また、日影規制への対応が優位となることから、A案（煙突西側配置）を採用することとしました。

表7 施設配置の検討

項目	施設配置	
	プラットホーム東側 (A案：煙突西側配置)	プラットホーム西側 (B案：煙突東側配置)
概要	<ul style="list-style-type: none"> プラットホームを敷地東側に配置 プラットホーム側の高さが低く、建屋のボリュームゾーンは西側 煙突は敷地の西側 	<ul style="list-style-type: none"> プラットホームを敷地西側に配置 プラットホーム側の高さが低く、建屋のボリュームゾーンは東側 煙突の配置が東側 
敷地の有効活用	○プラットホームから退出するためのランプウェイが比較的短く、敷地の有効活用を図りやすい。 また、ランプウェイが短くなる分、経済的にも有利である。	●プラットホームから退出するためのランプウェイが比較的長くなるため、ランプウェイを支える柱により、敷地の有効活用が図りづらい。
日影規制への対応	○民地と接する東側の敷地境界に対する日影規制に対して、比較的高さが低いプラットホームを配置するため、日影規制の影響が小さい。	●民地と接する東側の敷地境界に対する日影規制に対して、比較的高さが高い炉室（処理設備）を配置するため、日影規制の影響が懸念される。

○：メリット、●：デメリットを示す。

以上の検討結果から、本事業の実施にあたり、敷地の有効活用等の観点からも優位であると考えられる「A案：煙突西側配置」「②案：煙突高さ59m」を、都市計画の概略の案として決定しました。

(4) 区 域

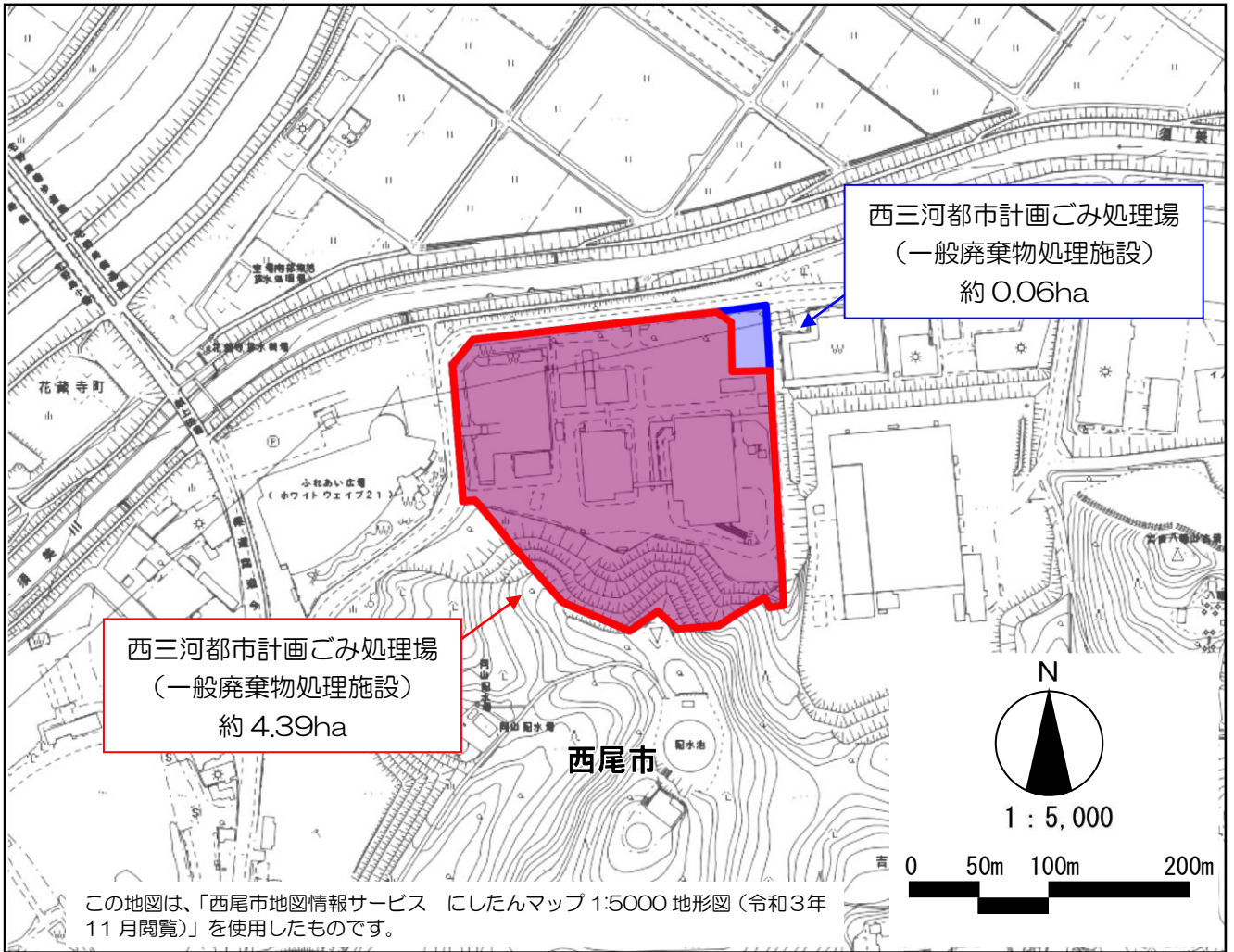


図4 都市計画の概略の案

(5) 面 積

約 4.45ha

参考 施設配置案

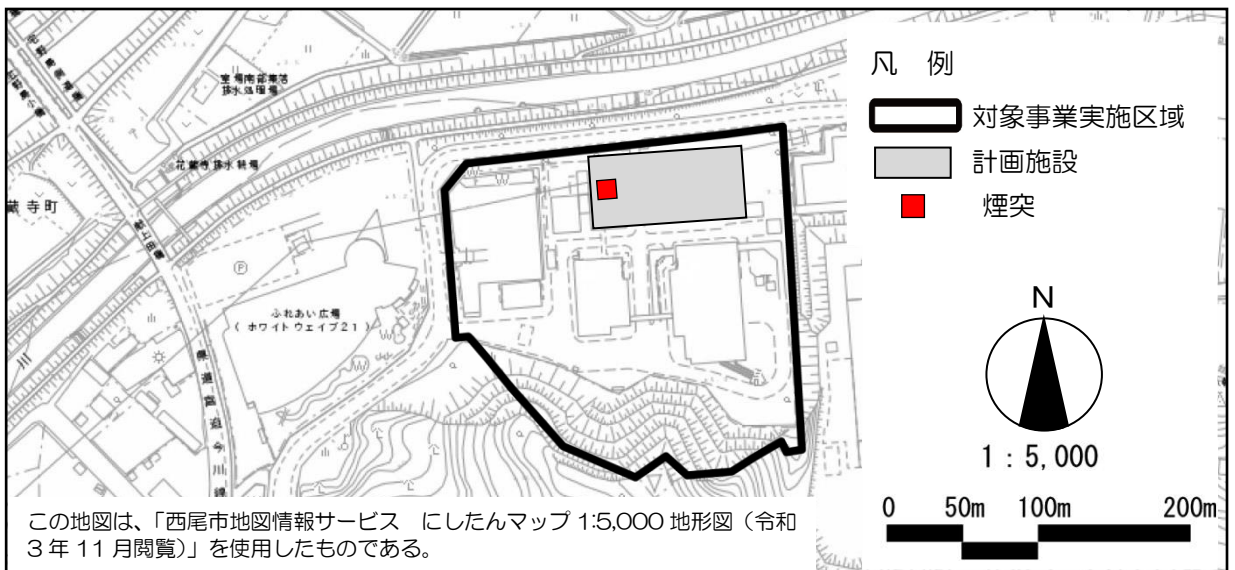


図5 施設配置案

8. 構想段階評価書の案及び構想段階評価書に係る意見と都市計画決定権者の見解

(1) 「構想段階評価書の案」に係る一般からの意見

「構想段階評価書の案」について意見を求めた結果、提出された一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表8に示すとおりです。

表8(1) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市施設の目的及び内容		
1	<p>*2 選定経緯で経済性を詳しく説明すべき</p> <p>p19「複数の都市計画の概略の案の設定…位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構造等について複数案を設定する。」とあるが、少なくとも、「都市計画の一体性・総合性の確保」、「自然的環境の整備又は保全」、「適切な規模及び必要な位置への配置」、「円滑な都市活動の確保」及び「良好な都市環境の保持」の5つの評価分野について評価を行うp161としながら、「4.4.5 適切な規模及び必要な位置への配置」を追加している。このうち事業コストの適正p164については、「2.1.4 建設予定地の選定経緯」からの資料で、O1、N1、N2、N3、N4、N5、N6、K1、K2毎の経済性(用地購入費、概算造成工事費等) p8の結論だけが記載してあるが、内容を詳しく説明すべきである。N4(現西尾クリーンセンター)だけが経済性は10点満点で、他のケースの3~4点と大きく差を付けている。</p> <p>もう決まったことだからとして「施設建設費用は基本的には変わらない。施設構造(煙突の高さ)については、煙突高さの低い方が事業コストは小さいと考えられる。」p208と子どもにもわかるような複数案比較はやめるべきである。</p>	<p>経済性については、用地購入費及び概算造成工事費等により評価しており、用地購入費については、全国地価マップから各候補地の1㎡当たり単価の最小及び最大値から単価を5段階に設定し、評価基準としております。候補地に当該市町の用地が含まれる場合、用地購入費は見込まないものとしていることから、現施設の位置する西尾市クリーンセンター敷地の経済性の評価が高くなっております。また、概算造成工事費等についても、敷地全体概算造成等の費用を算出した上で、各候補地の1㎡当たり単価の最小及び最大値から単価を5段階に設定し、評価を行った結果となっております。</p>

構想段階評価書の案 p8 表2.1.4 評価結果

項目	評価項目	O1	N1	N2	N3	N4	N5	N6	K1	K2
環境性	1 収容能力の確保	4	10	10	10	4	4	2	2	2
	2 建設費の削減	5	1	5	5	5	3	3	3	5
	3 騒音・振動等の低減	5	1	5	5	5	1	1	5	5
	4 学校・福祉施設・病院までの距離	5	5	5	5	5	5	5	1	5
	5 文化財等の保護	5	5	3	3	5	5	5	1	1
防災性	6 避難経路の確保	1	5	5	5	5	5	1	5	5
	7 避難経路の明確性	1	1	3	5	5	3	3	3	3
	8 耐火性の確保	1	5	1	5	1	1	1	3	3
	9 広域からの避難	5	3	3	3	3	3	3	3	3
	10 防災・避難に対する安全性	5	5	5	5	5	5	5	5	5
社会性	11 河川氾濫による浸水に対する安全性	1	3	1	5	5	3	5	1	1
	12 その他防災・避難に対する安全性	5	5	5	5	1	5	5	5	1
	13 防災設備の明確性	1	3	3	5	5	2	1	2	2
	14 耐火設備の明確性	5	5	5	5	1	1	5	5	1
	15 騒音・振動等の低減(高圧線等)	3	3	3	3	5	5	3	3	3
経済性	16 コスト(水道、電力)の削減効果	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	17 用地購入費	1	1	1	5	2	2	2	1	1
	18 概算造成工事費等(造成費、掘削費、舗装費、管状物費等)	2	2	2	5	1	1	2	2	1
平均	42	70	74	83	66	51	53	53	54	

表8(2) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
2	<p>*共通1 事業位置決定段階の複数案を配慮書で検討すべき</p> <p>p7「岡崎西尾地域広域化ブロック会議において、次期広域ごみ処理施設の建設予定地は、候補地のうち得点の最も高かった現西尾市クリーンセンター敷地(N3)とすることが決定され、西尾市ホームページなどで公表されている。」とあるが、この事業位置決定段階での複数案決定が配慮書の案でもっとも必要である。</p> <p>少なくとも、他と比べ点数の低い「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等の有無」p8については、第3章配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況の中で詳細に示すべきである。</p> <p>また、「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」に関連する項目を配慮書の案の評価項目に加えるべきである。</p>	<p>配慮書について、位置の複数案の設定が重要であると理解しておりますが、ごみ処理施設という性質上、建設候補地の選定は地元のご理解が非常に重要であり、選定段階で複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施することといたしました。</p> <p>また、ご意見のあった「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等の有無」については、愛知県環境影響評価条例に基づく評価項目とは異なることから、配慮書の項目としては考えておりませんが、事業計画の検討にあたっては、これらの内容にも十分配慮してまいります。</p>
3	<p>*共通2 焼却処理能力は過大ではないか</p> <p>p10 ごみ焼却施設処理能力:約310t/日は、過大ではないのか。岡崎市八帖クリーンセンター 100t 炉と西尾市クリーンセンター 195t(65t×3)炉の焼却能力を集約しただけではなく、15t/日も増加する計画である。</p> <p>規模算定の根拠 p19 にしている岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画(令和2年11月)では操業開始予定の2030(令和12)年の予測までしか行っていない。人口減少が顕著になる2030年以降の人口減によるごみ排出量の減少を考慮すれば、過大設備となる可能性が高い。</p> <p>このため、位置はもちろん、規模についても現時点での人口予測、将来焼却ごみ量の再予測を行うべきである。</p> <p>現に、豊橋田原ごみ処理施設整備事業は、2015年の配慮書～2019年評価書まで済んでいたにもかかわらず、2010年に処理能力を見直し、旧計画の520t/日の8割の417t/日とすることとし、2021年10月には準備書の変更の意見をまとめている。</p>	<p>ごみ焼却施設の処理能力約310t/日は、「岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画」において、稼働開始を予定している令和12年度の焼却処理量を基に、地震や水害等の災害に伴い発生する災害廃棄物処理分も考慮して算出したものです。</p> <p>なお、処理能力については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、再度検討を行っていく予定としております。</p>
4	<p>*共通3 焼却施設数を明記すべき</p> <p>p12 ごみ焼却施設の緒元として、処理能力約310t/日、処理方式、処理対象ごみ、公害防止設備、煙突高さ、運転計画とあるが、焼却施設数を明記すべきである。まさか1基だけではないと思われるが、焼却施設の保守点検時期等、実際の焼却能力を検討するうえで重要な項目である。</p>	<p>焼却施設数(炉数)については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。</p>

番号2～4は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

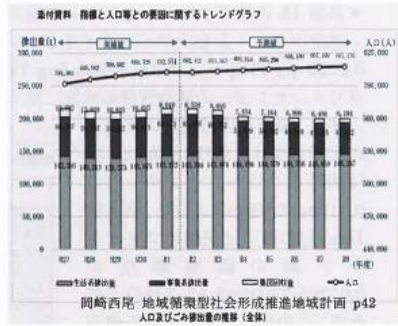
表8(3) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																																																																																			
5	<p>*共通4 自主規制値を早期に適切に p14「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を今後設ける計画」とあるが、本来はこの配慮書の案で明記すべきであるが、次の段階の方法書では適切な値を設定すべきである。また、法規制値だけを記載するのではなく、法に基づき公表しているばい煙、ダイオキシン類の維持管理状況、及び悪臭、騒音、振動の自主測定結果をこの表に追加して分かり易くすべきである。</p> <p style="text-align: center;">表2.2.3 既存施設の法規制値等</p> <table border="1" data-bbox="325 622 823 873"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="4">計画施設の法規制値</th> </tr> <tr> <th>西尾市 クラーン センター</th> <th>岡崎市 八輪クラー ンセンター</th> <th>岡崎市 中央クラー ンセンター</th> <th>岡崎市 八輪クラー ンセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫黄酸化物(SOx)</td> <td>—</td> <td>K値=17.5^(*)</td> <td>K値=17.5</td> <td>0.013</td> <td>K値=17.5</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>g/m³</td> <td>0.04</td> <td>0.15</td> <td>0.066</td> <td>0.08</td> <td>0.024</td> <td>0.04</td> <td><0.0092</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物(NOx)</td> <td>ppm</td> <td>250^(*)</td> <td>250</td> <td>83</td> <td>250</td> <td>110</td> <td>250</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>塩化水素(HCl)</td> <td>mg/m³</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>54</td> <td>700</td> <td>140</td> <td>700</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>ng-TEQ/m³</td> <td>0.1</td> <td>5</td> <td>0.041</td> <td>1</td> <td>0.096</td> <td>0.1</td> <td>0.045</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>μg/m³</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>14</td> <td>50</td> <td>0.79</td> <td>50</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>悪臭</td> <td>臭気指数</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>騒音</td> <td>昼(8時~19時)</td> <td>dB</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td></td> <td>朝・夕(6時~8時, 19時~22時)</td> <td>dB</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜(22時~6時)</td> <td>dB</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>振動</td> <td>昼間(7時~20時)</td> <td>dB</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夜間(20時~翌7時)</td> <td>dB</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	計画施設の法規制値				西尾市 クラーン センター	岡崎市 八輪クラー ンセンター	岡崎市 中央クラー ンセンター	岡崎市 八輪クラー ンセンター	硫黄酸化物(SOx)	—	K値=17.5 ^(*)	K値=17.5	0.013	K値=17.5	ばいじん	g/m ³	0.04	0.15	0.066	0.08	0.024	0.04	<0.0092	窒素酸化物(NOx)	ppm	250 ^(*)	250	83	250	110	250	26	塩化水素(HCl)	mg/m ³	700	700	54	700	140	700	43	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	5	0.041	1	0.096	0.1	0.045	水銀	μg/m ³	30	50	14	50	0.79	50	6.4	悪臭	臭気指数	—	18	18	18	18	18	—	騒音	昼(8時~19時)	dB	60	60	60	60	60	60		朝・夕(6時~8時, 19時~22時)	dB	55	55	55	55	55	55		夜(22時~6時)	dB	50	50	50	50	50	50	振動	昼間(7時~20時)	dB	65	65	65	65	65	65		夜間(20時~翌7時)	dB	60	60	60	60	60	60	<p>自主規制値については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。</p> <p>なお、本ページでは排ガス等の法規制値について示しているため、維持管理状況等は記載しておりませんが、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。</p>
項目	単位			計画施設の法規制値																																																																																																																	
		西尾市 クラーン センター	岡崎市 八輪クラー ンセンター	岡崎市 中央クラー ンセンター	岡崎市 八輪クラー ンセンター																																																																																																																
硫黄酸化物(SOx)	—	K値=17.5 ^(*)	K値=17.5	0.013	K値=17.5																																																																																																																
ばいじん	g/m ³	0.04	0.15	0.066	0.08	0.024	0.04	<0.0092																																																																																																													
窒素酸化物(NOx)	ppm	250 ^(*)	250	83	250	110	250	26																																																																																																													
塩化水素(HCl)	mg/m ³	700	700	54	700	140	700	43																																																																																																													
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.1	5	0.041	1	0.096	0.1	0.045																																																																																																													
水銀	μg/m ³	30	50	14	50	0.79	50	6.4																																																																																																													
悪臭	臭気指数	—	18	18	18	18	18	—																																																																																																													
騒音	昼(8時~19時)	dB	60	60	60	60	60	60																																																																																																													
	朝・夕(6時~8時, 19時~22時)	dB	55	55	55	55	55	55																																																																																																													
	夜(22時~6時)	dB	50	50	50	50	50	50																																																																																																													
振動	昼間(7時~20時)	dB	65	65	65	65	65	65																																																																																																													
	夜間(20時~翌7時)	dB	60	60	60	60	60	60																																																																																																													
6	<p>*共通5 雨水は汚れているので処理して放流を p14「生活排水及び雨水は、処理を行ったのち、既存の水路等を通じて須美川へ放流する計画である」とあるが、ごみ焼却施設の場内雨水は予想外に汚れており、有害物質で汚染されている場合もあるため、プラント系生活系排水と同様に処理し、須美川に放流することが望まれる。</p>	<p>ごみや焼却灰は建屋内で処理及び保管するとともに、焼却灰の運搬時には飛散防止措置を講じる計画であり、運搬時・保管時を含めて雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります。</p>																																																																																																																			
7	<p>*共通6 低公害型建設機械の使用は発注条件に p15「工事中の環境保全対策①排出ガス及び騒音・振動対策…建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。」とあるが、「可能な限り」では、努力さえすればいいことになる。また、低振動型建設機械が欠落している。発注条件に排出ガス対策型及び低騒音型・低振動型の建設機械使用を明記すべきである。さらに地球温暖化対策のため低炭素型建設機械の使用についても追加すべきである。</p>	<p>排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、特に低振動型について、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としておりますが、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。</p> <p>なお、発注条件への記載については、今後検討してまいります。</p>																																																																																																																			
8	<p>*共通7 粉じん対策は具体的に p15「工事中の環境保全対策②粉じん対策…工事中は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いする。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。」とあるが、もっと具体的に記載すべきである。仮囲いの高さ、散水の頻度又は散水条件、また、工事車両のタイヤ等の洗浄を追加すべきである。</p>	<p>工事中の粉じん対策については、方法書以降の段階において、より具体的な内容の計画の検討を進めてまいります。</p> <p>なお、粉じん対策を含む本事業での環境保全対策の具体的な方法については、今後工事の発注までに検討していきたいと考えており、環境影響評価の中では、基本的な対策の内容を記載したいと考えております。</p>																																																																																																																			

番号5～8は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(4) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
9	<p>*共通8 掘削土壌の場外持ち出しはないのか p15「工事中の環境保全対策⑤土壌汚染対策…本事業は「土壌汚染対策法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」の対象となることから、法令に基づき必要な調査を今後実施する。」とあるが、調査深度についての考えが必要である。また、掘削した土壌を外部に持ち出すかどうかも明記すべきである。</p>	<p>土壌調査の掘削深度については、今後、法令に基づき適切に設定していきます。また、掘削した土壌については、極力、外部に搬出しないようにしますが、具体的には今後検討してまいります。</p>
10	<p>*共通9 収集運搬車両の追加分を明記し計画段階配慮事項に追加すべき p16「また、令和2年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約560台である。」では不十分。今回の計画で、岡崎市八帖クリーンセンター 100t 炉分を追加するのだから、その収集運搬車の台数を現在の西尾市クリーンセンター 195t(65t×3)炉分に加味しなければ意味がない。 図 2.2.4 関係車両の主要走行経路 p17 のどの道路に、現状はどれだけで、岡崎市、幸田町のごみ処理追加分でどれだけの交通量増加が想定されるのかを示し、道路混雑度との関係が、3点と低かった p8 こともあり、混雑度がどうなるのか、また、関係車両走行による大気、騒音、振動がどうなるかを計画段階配慮事項に追加し、調査、予測、評価をすべきである。</p>	<p>配慮書においては、現況の収集運搬車両台数について記載しております。 なお、将来の収集運搬車両台数については、現在検討を行っているところであります。このため、将来の収集運搬車両を含めた関係車両走行による大気質、騒音、振動の調査、予測、評価については準備書以降に記載します。</p>
11	<p>*共通10 位置、規模は配慮書の案で検討すべき p19「複数案の設定…位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構造等について複数案を設定する。」とあるが、配慮書が法制化された経過からして、事業の位置、規模はもっとも重要な項目であり、本来はこの配慮書の案でこそ、検討内容とすべきである。 事業位置については、「2.1.4 建設予定地の選定経緯」p6～p8にそれなりにまとめてあるが、内容の分析は不十分である。 規模については、「2.2.4 都市計画配慮書対象事業の諸元…ごみ焼却施設の処理能力約310t/日」P12とあるだけで、その根拠は「岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画」で算出している、の一言しかない。しかし、その内容を見ると、主な焼却処理量は人口が基本になると考えており、岡崎市、幸田町で増加するために、西尾市は減少しても、全体と</p>	<p>事業の位置の設定の考え方については、意見番号2で回答したとおりです。 また、ごみ焼却施設の処理能力の設定の考え方については、意見番号3で回答したとおりです。</p>



番号9～11 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(5) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																													
11	<p>(続き)して増加することになっており、現在の社会常識とは反対の結果となっている。さらに操業を開始する2030(令和12)年からは、どんどん人口が減少するにも拘わらず、その動向さえ検討していない。</p> <p>全国の自治体が将来構想等のために活用している「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)では、2015年から2045年の将来人口を予測しているが、操業を開始する2030(令和12)年はさらに過大になっている。人口減少が顕著になる2030年以降の予測は岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画では行っていない。</p> <p>「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」</p> <table border="1" data-bbox="295 728 901 862"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015</th> <th>2020</th> <th>2025</th> <th>2030</th> <th>2030</th> <th>2035</th> <th>2040</th> <th>2045</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡崎市</td> <td>381,051</td> <td>387,405</td> <td>390,594</td> <td>391,187</td> <td>392,572</td> <td>389,094</td> <td>384,525</td> <td>378,254</td> </tr> <tr> <td>西尾市</td> <td>167,990</td> <td>169,878</td> <td>170,550</td> <td>170,351</td> <td>170,261</td> <td>169,369</td> <td>167,605</td> <td>165,308</td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td>39,549</td> <td>40,867</td> <td>1,844</td> <td>42,573</td> <td>44,743</td> <td>43,027</td> <td>43,115</td> <td>43,012</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>588,590</td> <td>98,150</td> <td>02,988</td> <td>604,111</td> <td>607,586</td> <td>601,490</td> <td>595,245</td> <td>586,574</td> </tr> </tbody> </table> <p>赤字は岡崎西尾 地域循環型社会形成推進地域計画 p43~p45</p>		2015	2020	2025	2030	2030	2035	2040	2045	岡崎市	381,051	387,405	390,594	391,187	392,572	389,094	384,525	378,254	西尾市	167,990	169,878	170,550	170,351	170,261	169,369	167,605	165,308	幸田町	39,549	40,867	1,844	42,573	44,743	43,027	43,115	43,012	合計	588,590	98,150	02,988	604,111	607,586	601,490	595,245	586,574	
	2015	2020	2025	2030	2030	2035	2040	2045																																							
岡崎市	381,051	387,405	390,594	391,187	392,572	389,094	384,525	378,254																																							
西尾市	167,990	169,878	170,550	170,351	170,261	169,369	167,605	165,308																																							
幸田町	39,549	40,867	1,844	42,573	44,743	43,027	43,115	43,012																																							
合計	588,590	98,150	02,988	604,111	607,586	601,490	595,245	586,574																																							
12	<p>*共通11 位置は配慮書の案で検討すべき</p> <p>p19「複数の都市計画の概略の案の設定…位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構造等について複数案を設定する。」とあるが、「都市計画運用指針」p275「2.廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項 廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計画の観点として少なくとも以下の項目に留意することが望ましい。…(4)位置①主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい。②市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。③災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない。④敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。…⑤ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい。」とあり、環境影響評価法で配慮書が法制化された経過からしても、事業の位置、規模はもっとも重要な項目であり、位置について本来はこの配慮書の案、構想段階評価書の案でこそ、検討内容とすべきである。</p>	<p>事業の位置の設定の考え方については、意見番号2で回答したとおりです。</p>																																													

番号11~12は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(6) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解													
13	<p>*共通12 複数案は煙突の配置と高さだけ複数案として重要な事業の位置、規模を事前に決めてしまっているため p19、複数案は煙突位置と煙突高さだけという、配慮書の手続きをしなくても結論は分かっていることだけである。「煙突の高い方が寄与濃度は低く最大着地濃度出現距離は遠くなる。」 p173 などでは、比較検討する意味がない。規模についての複数案を過大投資にならない観点からしっかり検討すべきである。</p> <p style="text-align: center;">表2.2.6 設定した複数案 配慮書の案 p20</p> <table border="1" data-bbox="312 689 847 819"> <thead> <tr> <th colspan="2">複数案</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設の配置</td> <td>A案</td> <td>煙突西側配置</td> </tr> <tr> <td>B案</td> <td>煙突東側配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設の構造 (煙突の高さ)</td> <td>①案</td> <td>80m</td> </tr> <tr> <td>②案</td> <td>59m</td> </tr> </tbody> </table>	複数案		内容	施設の配置	A案	煙突西側配置	B案	煙突東側配置	施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m	②案	59m	<p>愛知県環境影響評価条例では、複数案の設定の考え方として、「位置・規模」、「配置・構造」の観点から設定することとされています。</p> <p>事業の位置、規模の設定の考え方については、意見番号2、意見番号3で回答したとおりです。</p> <p>このため、配慮書においては、「配置・構造」について、重大な環境影響を把握する観点から複数案を設定しております。</p>
複数案		内容													
施設の配置	A案	煙突西側配置													
	B案	煙突東側配置													
施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m													
	②案	59m													
<p>第3章 都市施設の区域及びその周囲の概況</p>															
14	<p>*3 河川氾濫による浸水に対する安全性を検討すべき</p> <p>位置の選定経緯で、現に西尾クリーンセンターは、河川氾濫による浸水に対する安全性は最低の1点p8で「0.5m以上の被害が想定される。」p7となっているため、まずその事実を正確に示すため、第3章 都市施設の区域及びその周囲の概況に、洪水ハザードマップを追記すべきである。</p> <p>また、過去の洪水による氾濫被害の実績、河川氾濫に対する対応策を具体的に記載すべきである。</p> <p>その上で、河川氾濫による浸水に対する安全性が最低の1点しかないことについての評価を示すべきである。</p>	<p>平成元年度以降の記録では、対象事業実施想定区域において洪水による浸水の実績はありません。</p> <p>また、河川氾濫に対する対応策については、今年度の「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。</p>													
15	<p>*共通 13 西尾市クリーンセンターの南東でのダイオキシン類濃度が最大なので注意を</p> <p>西尾市クリーンセンターのダイオキシン類排出濃度は、1号炉 0.0059、2号炉 0.0053、3号炉 0.0029pg-TEQ/m³ で排出基準の 5pg-TEQ/m³ 以下であることをまず記載すべきである(西尾市クリーンセンターの維持管理の状況に関する記録、令和3年度(2021年度))。</p>	<p>本ページでは周辺の環境の現況を示しているため、維持管理状況等については記載しておりませんが、ご指摘を踏まえ、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。</p>													

番号 13、15 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(7) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																								
15	<p>また、環境濃度は北西の卓越風の影響を受けており、令和元年度は西尾市クリーンセンター内の0.019pg-TEQ/m³よりも、南東側1km 弱の瀬戸公民館のダイオキシン類の環境濃度が0.072pg-TEQ/m³と、3倍以上であり、この地点で最大となる傾向は毎年同じなので p39、西尾市クリーンセンターの維持管理に十分注意すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="300 526 790 739"> <caption>表 3.1.14 ダイオキシン類の測定結果 (過去5年間) 単位: pg-TEQ/m³</caption> <thead> <tr> <th>測定地点</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西尾市クリーンセンター内</td> <td>0.030</td> <td>0.013</td> <td>0.012</td> <td>0.015</td> <td>0.019</td> <td rowspan="8">年間平均値が0.0pg-TEQ/m³以下であること。</td> </tr> <tr> <td>花蔵寺農林センター</td> <td>0.017</td> <td>0.015</td> <td>0.033</td> <td>0.008</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td>宅野島農林センター</td> <td>0.0061</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.009</td> <td>0.0084</td> </tr> <tr> <td>岡山県庁センター</td> <td>0.022</td> <td>0.034</td> <td>0.029</td> <td>0.017</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>木田公民館</td> <td>0.030</td> <td>0.047</td> <td>0.033</td> <td>0.022</td> <td>0.037</td> </tr> <tr> <td>瀬戸公民館</td> <td>0.054</td> <td>0.098</td> <td>0.036</td> <td>0.059</td> <td>0.072</td> </tr> <tr> <td>駿馬古城公園(東条城跡)</td> <td>0.025</td> <td>0.041</td> <td>0.020</td> <td>0.016</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>津平老人憩いの家</td> <td>0.023</td> <td>0.024</td> <td>0.020</td> <td>0.016</td> <td>0.020</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成27年度～令和元年度の環境状況に関する環境報告書」(西尾市)</p>	測定地点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	環境基準	西尾市クリーンセンター内	0.030	0.013	0.012	0.015	0.019	年間平均値が0.0pg-TEQ/m ³ 以下であること。	花蔵寺農林センター	0.017	0.015	0.033	0.008	0.011	宅野島農林センター	0.0061	0.012	0.012	0.009	0.0084	岡山県庁センター	0.022	0.034	0.029	0.017	0.034	木田公民館	0.030	0.047	0.033	0.022	0.037	瀬戸公民館	0.054	0.098	0.036	0.059	0.072	駿馬古城公園(東条城跡)	0.025	0.041	0.020	0.016	0.034	津平老人憩いの家	0.023	0.024	0.020	0.016	0.020	<p>また、周辺のダイオキシン類の現況の濃度は、環境基準(0.6pg-TEQ/m³以下)に対して十分小さい値と考えておりますが、今後も施設の維持管理に十分注意して運営してまいります。</p>
測定地点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	環境基準																																																				
西尾市クリーンセンター内	0.030	0.013	0.012	0.015	0.019	年間平均値が0.0pg-TEQ/m ³ 以下であること。																																																				
花蔵寺農林センター	0.017	0.015	0.033	0.008	0.011																																																					
宅野島農林センター	0.0061	0.012	0.012	0.009	0.0084																																																					
岡山県庁センター	0.022	0.034	0.029	0.017	0.034																																																					
木田公民館	0.030	0.047	0.033	0.022	0.037																																																					
瀬戸公民館	0.054	0.098	0.036	0.059	0.072																																																					
駿馬古城公園(東条城跡)	0.025	0.041	0.020	0.016	0.034																																																					
津平老人憩いの家	0.023	0.024	0.020	0.016	0.020																																																					
16	<p>*共通14 道路騒音の環境基準のあてはめの明記を p40「道路交通騒音の調査結果…令和元年度は全地点で環境基準を達成していた。」とあるが、大気や水質の調査結果のように、環境基準値及びその根拠を追記すべきである。</p> <p>騒音に係る環境基準はp121～122では、「一般地域」、「道路に面する地域」、幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準(特例)」の値が示してあるだけであり、どの様に適用するかが不明である。まず、「一般地域」で昼間は50～60dB(夜間も定めてあるが省略)と定められ、ただし書きで「道路に面する地域」は昼間60～65dBと緩めてあり、地域の類型により異なる。そのうえ、「幹線交通を担う道路に近接する空間」は特例としての基準値昼間70dBのとして更に緩い環境基準が定めてある。しかも、この幹線交通を担う道路の定義は中央環境審議会の答申に基づく環境基準の告示ではなく、環境省の通知で「高速道路、自動車専用道路、国・県道、4車線以上の市道」と定めている。</p> <p>これらを適正にあてはめるためには、幹線交通を担う道路である条件を満たすかを確認できるよう、県道、自動車専用道路、4車線以上の市道であるかどうかを記載しないと行けない。番号1は名称から県道花蔵寺花ノ木線と判断できるが、番号2「主要地方道西尾幸田線」とあるが、測定場所の津平消防庫は2車線の道路に面しており、その場合の環境基準は「道路に面する地域」をあてはめることになっており、地域の類型指定がどうなっているかにもよるが、昼間の68dBは「道路に面する地域」の昼間60～65dBを超えていることになる。事実を確認されたい。その北側70mも離れた主要地方道西尾幸田線の騒音が主た</p>	<p>ご指摘を踏まえて、環境基準及び要請限度の値、測定時間の時間区分及び測定場所はいずれも幹線交通を担う道路であることを示す内容を追記しました。</p> <p>なお、番号2(津平消防庫：吉良町津平大入452)の測定地点は、主要地方道西尾幸田線(県道41号)から10m程度の位置にあり、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準を当てはめることができる測定場所となっています。</p>																																																								

番号15～16は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(8) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																								
16	<p>(続き)る音源だとしても、環境省通知の20mを超えており、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準をあてはめることはできない。(参考)騒音に係る環境基準の改正について:平成10年9月30日環大企257号</p> <p>2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。</p> <p>(1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)。</p> <p>(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。</p> <p>地域の指定の周知に併せて、幹線交通を担う道路の定義を、都道府県の公報に掲載するなどにより、関係住民等に周知させるよう配慮されたい。</p> <p>3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。</p> <p>(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル</p> <p>(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル</p> <div data-bbox="304 1193 858 1361" style="text-align: center;"> <p>表 3.1.15 道路交通騒音調査結果(令和元年度) 配慮書の案 p40</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>測定場所</th> <th>測定日</th> <th>測定結果(昼間)</th> <th>環境基準の適合</th> <th>測定結果(夜間)</th> <th>環境基準の適合</th> <th>要請限度の適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>東道花蔵寺花ノ木蔵 宮町下田22 (西尾市役所本庁舎)</td> <td>令和元年 5月29日</td> <td>63</td> <td>○</td> <td>56</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>主要地方道西尾幸田 線吉島町津平太夫 452(津平酒蔵庫)</td> <td>6月4日</td> <td>68</td> <td>○</td> <td>64</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>出典:「令和元年度の環境状況に関する環境報告書」(令和3年3月 西尾市)</small></p> </div>	区分	測定場所	測定日	測定結果(昼間)	環境基準の適合	測定結果(夜間)	環境基準の適合	要請限度の適合	1	東道花蔵寺花ノ木蔵 宮町下田22 (西尾市役所本庁舎)	令和元年 5月29日	63	○	56	○	○	2	主要地方道西尾幸田 線吉島町津平太夫 452(津平酒蔵庫)	6月4日	68	○	64	○	○	
区分	測定場所	測定日	測定結果(昼間)	環境基準の適合	測定結果(夜間)	環境基準の適合	要請限度の適合																			
1	東道花蔵寺花ノ木蔵 宮町下田22 (西尾市役所本庁舎)	令和元年 5月29日	63	○	56	○	○																			
2	主要地方道西尾幸田 線吉島町津平太夫 452(津平酒蔵庫)	6月4日	68	○	64	○	○																			
17	<p>*共通15 要請限度は正確に、環境基準あてはめは重複</p> <p>p124、自動車騒音要請限度の注1)の「…措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。」という表現を、騒音規制法第17条に基づくこと及び「措置を執るべきことを要請するものとする。」と市長の責務として定められていることを正確に表現すべきである。</p> <p>また、「自動車騒音に係る要請限度」の、注2)「幹線交通を担う道路」の定義、注3)「幹線交通を担う道路に近接する区域」の定義は、自動車騒音に係る要請限度とは無関係である。この注は環境基準のあてはめについての環境庁通知であり、p122の注1)、注2)ですすでに注記済みであり、重複記載する必要はない。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。</p> <p>また、「自動車騒音に係る要請限度」の、注2)「幹線交通を担う道路」の定義、注3)「幹線交通を担う道路に近接する区域」の定義については、より分かりやすい図書とするため、表ごとに記載をすることとしました。</p>																								

番号 16～17 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(9) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
18	<p>*共通16 道路交通振動の評価は要請限度では不十分 p40「道路交通振動の調査結果…いずれの地点も昼夜ともに要請限度と適合している。」とあるが、いく ら環境基準がないとはいえ、要請限度は、振動規制法 第16条で、市町村長は、道路交通振動が環境省令で 定める限度(要請限度)を超えていることにより道路の 周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めると きは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための 舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、 又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定に よる措置を執るべきことを要請するものとする。とい うものであり、このような値で評価するのは環境影響 評価の精神から大きく離れる。人が振動を感じ始める 値(振動感覚閾値55デシベル)を用いるべきである。</p> <p>現に、豊橋田原ごみ処理施設整備事業では、焼却処 理能力を減少させて環境影響評価をやり直している が、道路交通振動については「ア環境影響の回避・低 減に係る評価…廃棄物等の搬入及び搬出に伴う振動 レベルは、人が振動を感じ始める値(振動感覚閾値 55 デシベル)以下となるものと予測されるが、さら に、環境保全措置を実施することから、振動に係る環 境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回 避・低減が図られている。」(変更準備書2021年10 月p622)としている。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、令和元年度におけ る道路交通振動調査の結果は、要請限度 との対比による評価とともに、人が振動 を感じ始める値である振動感覚閾値(55 デシベル)を下回っている旨の記載を追 記しました。</p>
19	<p>*共通17 道路交通振動に係る要請限度を正確に p126「道路交通振動に係る要請限度」の注で「… 措置を執るべきことを要請する際の限度をいう。」と いう表現を、振動規制法第16条に基づくこと及び「措 置を執るべきことを要請するものとする。」と市長の 責務として定められていることを正確に表現すべき である。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、要請限度に関する 注釈の記載内容を修正しました。</p>
20	<p>*共通18 一律排水基準(生活環境項目)は適用され るのか p131「一律排水基準…特定事業場からの排水が 50m³/日を超える場合には、表3.2.33に示す排水 基準が適用される。」とあるが、他の大気、騒音など と同様に、特定事業場からの排水が50m³/日を超え るかどうかを記載し、計画施設がこの排水基準が適用 されるかどうかを判断できるようにすべきである。 「生活排水及び雨水は、処理を行ったのち、既存の水 路等を通じて須美川へ放流する」p14とあるため、 その排水量を明記すべきである。</p> <p>また、排水量を明記した上で、大気、悪臭、騒音、 振動p8に加えて、厳しい自主規制値を設定すべきで ある。</p>	<p>施設排水については、プラント排水と 生活排水があります。このうち、プラ ント排水については、場内利用し公共用水 域には排水しません。このため、施設か らの排水は生活排水のみとなりますが、 現時点では排水量は未定となっております。 今後、自主規制値の設定の有無につ いても、併せて検討してまいります。</p>

番号18～20は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(10) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
21	<p>*共通 19 西尾市の公害防止の指導基準は適用されるのか</p> <p>p135「西尾市では、新設の工場及び事業場については、公害防止法令に定める特定施設を有し法規制の対象となる工場及び事業場に対し表3.2.37に示す指導基準を定めている。」とあり、浄化槽からの排水基準としてBOD、COD、SSが定められているが、他の大気、騒音などと同様に、計画施設が適用されるかどうかを示すとともに、自主規制値を追加することを記載すべきである。</p>	<p>施設排水については、意見番号20で回答したとおりです。</p>
22	<p>*共通 20 水量測定器設置義務はあるのか</p> <p>p136「西尾市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による揚水規制の規制区域には該当していないが、水量測定器設置義務区域に該当することから、揚水設備のうち、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートル(ふたつ以上ある場合はその断面積の合計)を超える揚水設備を設置している場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を測定し、その結果を知事に報告しなければならない。」とあるが、そもそも地下水揚水設備を設置する計画かどうかを記載し、水量測定器設置義務があるかどうかを判断できるようにすべきである。</p>	<p>地下水の利用の有無については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。</p>
<p>第4章 都市計画における評価項目及び評価の方法</p>		
23	<p>*共通 21 大気質の予測手法ブルーム・パフ式では、地形変化に対応できない</p> <p>p162「調査、予測及び評価の手法(大気質)…予測の基本的な手法：ブルーム式等による簡易的な拡散計算により、年間の平均的な気象条件時における煙突からの寄与濃度について予測する。」(構想段階評価書の案 p178 「有風時寄与濃度計算…拡散式は以下の点煙源ブルーム式を用いた。静穏時寄与濃度計算…拡散式は以下の簡易パフ式を用い、静穏時の寄与機度を計算した。）」とあり、大気質の予測手法で“ブルーム・パフ式”を用いることになっているが、この予測式は、「平坦地で風下に向かって連続して拡散される定常状態の汚染物質濃度の予測値を求めるのに適「平坦地」の予測に用いる“ブルーム・パフ式”で対応できるかどうかの検討が必要である。</p> <p>横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会が、独自に現地を実験し「科学的にはもっと正しい方法がある」と公害調停を申請した結果、2017年2月20日に公害調停合意が成立し、「環境影響評価の大気汚染予測の方法について、科学的知見に基づき最適な予測手法</p>	<p>3次元流体モデル等の詳細な予測の手法については、対象地域が通常より拡散しにくい地形を有する場合で、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。対象事業実施区域周辺は、そのような地形にはなっていないことから、大気質の予測において実績のある手法である、ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。</p>

番号21～23は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(11) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
23	<p>(続き)を用いるものとする。」と、これまで大気拡散予測時に採用されている「ブルーム・パフ」モデルではなく、3次元流体モデルなど最適な方法を採用すべきという合意がされた。国土交通省からは「合意内容については誠実に対応していく」とのコメントを引き出したものである。こうした点は愛知県でも明確になり、県環境影響評価条例に基づく尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業の配慮書に対し、2019年7月5日に知事意見で“事業実施想定区域が木曾川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなること懸念されることから、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。”としている。</p>	
第5章 評価の結果		
24	<p>*4 事業期間長期化リスクは検討不十分</p> <p>事業期間長期化リスクは、「建設予定場所の現況は主に駐車場等となっており、既存施設撤去による事業期間長期化リスクはない。」p208 とあるが、主に駐車場ではあるが、管理棟が存在し、その代替施設を何処かに作らなければ事業期間長期化リスクがあるはずだが、どの様に考えているのか。</p> <p>また、駐車場が全てなくなるような計画であるが、この駐車場は、どの様な用途で使用されているのか、搬入車両の待機場場になっているのではないのか。それなら、十分な広さの待機場場を何処かに確保できるのか。事業期間長期化リスクにはならないのか。</p>	<p>駐車場については、現在、来客者と職員が利用していますが、新施設の工事中は来客用の駐車場利用を中止するとともに、職員用の駐車場は建設予定地以外の敷地内に確保する計画としております。なお、建設予定地の駐車場は搬入車両の待機場場にはなっておりません。</p>
25	<p>*共通 22 年平均値と年間 98%値等の関係式は正しいのか</p> <p>p173(構想段階評価書の案 p182) 予測結果の将来濃度(年平均値)から、年間 98%値または2%除外値を計算しているが、その関係式で試算(表の右端の赤字)すると、予測結果とはならないが、その理由を確認すべきである。</p>	<p>寄与濃度については、表記上は小数点第4位まで記載していますが、小数点第4位以降も数値が存在しており、それを含めて日平均値の2%除外値または年間98%値への換算を行っております。</p>

配慮書の案 p173		表 5.1.4 予測結果		構想段階の案 p182		二酸化窒素	
項目	高さ(m)	バックグラウンド濃度(年平均値)	寄与濃度(年平均値)	将来濃度(年平均値)	日平均値の2%除外値または年間98%値	最大値	換算式
酸化窒素	80m	0.010	0.0011	0.0111	0.0283	約1.000	正式で計算
	50m		0.0017	0.0117	0.0296	約1.000	0.0297
浮遊粒子状物質	80m	0.018	0.0002	0.0182	0.0419	約1.000	0.0419
	50m		0.0003	0.0183	0.0420	約1.000	0.0421
ダイオキシン類	80m	0.012	0.0005	0.0125	-	約1.000	-
	50m		0.0007	0.0127	-	約1.000	-

二酸化窒素 : $y = 2.4960x + 0.0005$
 浮遊粒子状物質 : $y = 1.7695x + 0.0097$

番号 23、25 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(12) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
その他の事項		
26	<p>*1 構想段階評価書の案への意見に見解を示すことを明記すべき</p> <p>「西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る都市計画の構想段階評価書の案」は、「西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書の案」と同じ様な内容だが、その意見はどのように取り扱うのか。はじめに「都市計画運用指針」(令和3年11月一部改定)に基づき、都市計画の構想段階手続きとして、都市施設についての概略の案に対して、評価項目を設定し、その評価結果をとりまとめたものである。」とあるが、概略の案に対する評価結果をとりまとめたもの、だけなのか。「都市計画運用指針」にも意見の聴取、意見の扱いについては触れていない。「岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案を公表します」として意見を募集しているが、「意見書の取扱いについて…記載していただきました内容について、住所、氏名を除いて公開する場合があります。いただきました意見について個別に対応は致しかねます。あらかじめご了承ください。」しか記載がない。「都市計画運用指針」p349で「都市計画決定権者は、構想段階評価の結果及び当該評価結果に係る住民意見等を踏まえ、…都市計画の概略の案を決定するものとする。」とある以上、各意見を正確に紹介し、それぞれに都市計画決定権者の見解を述べることを明記すべきである。</p>	<p>都市計画の構想段階評価書の案に対していただいた都市計画の見地からのご意見については、ご意見に対する都市計画決定権者の見解を示すとともに、その内容をホームページにて公表することを考えております。</p>
27	<p>*5 地域における熱供給源として活用することを検討すべき</p> <p>「都市計画運用指針」p275では、「2.廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項 廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計画の観点として少なくとも以下の項目に留意することが望ましい。…(4)位置 ①主な搬出入のための道路が整備されているか、整備されることが確実であることが望ましい。②市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましい。③災害の発生するおそれの高い区域に設置することは望ましくない。④敷地の周囲は、緑地の保全又は整備を行い、修景及び敷地外との遮断を図ることが望ましい。…⑤ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供</p>	<p>事業の位置については、ごみ処理施設という性質上、建設候補地の選定にあたっては地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、候補地決定後に構想段階評価書の手続きを実施しております。</p> <p>地域冷暖房施設については、余熱利用施設として、今年度の「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。</p>

表8(13) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
27	<p>(続き) 給源として活用することが望ましい。この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい。」とあり、環境影響評価法で配慮書が法制化された経過からしても、事業の位置はもっとも重要な項目であり、本来はこの構想段階評価書の案でこそ、検討内容とすべきである。少なくとも、地域冷暖房施設についての検討結果を示すべきである。</p>	
28	<p>*共通23 現西尾市クリーンセンターの解体時期を明記すべき</p> <p>p18「工事計画の概要…新施設の建設工事前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う可能性がある。」が、現西尾市クリーンセンターは、いつまで稼働するのか、本格的解体はいつからか、それらは今回の環境影響評価手続きにどう含まれるのかを示し、工事工程表に現施設の解体時期を追加すべきである。</p> <p>景観予測を見ると、現施設の煙突と、新施設の煙突と、2本の煙突があることになっているため、新施設稼働までは現施設を稼働したままということまでは理解できるが、新施設が完成すれば現(旧)施設は解体するはずであり、その解体工事に伴う環境影響評価を今回の環境影響評価手続きの中で行うべきである。その時期を、少なくともこの工事工程表に追加すべきである。</p> <p>なお、現施設の施設配置p11と、設定した複数案p21を比較すると、現施設の駐車場、管理棟、リサイクルプラザ棟の場所に新施設を計画しているが、これらの施設を解体するとは当然であるが、その代替施設をどこに建設するか、搬出入車両の動線・駐車場をどうするかを示し、現施設の正常稼働に影響がないことを確認できるようにすべきである。</p> <div data-bbox="587 645 852 808" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="300 1700 874 1872" data-label="Image"> </div>	<p>本事業では、新施設の建設工事前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う可能性があります。具体的には検討中の段階です。</p> <p>また、新たな施設が稼働した後に現施設を解体する予定ですが、具体的な解体時期は未定です。</p> <p>なお、駐車場については、現在、来客者と職員が利用していますが、新施設の工事中は来客用の駐車場利用を中止するとともに、職員用の駐車場は建設予定地以外の敷地内に確保する計画としております。また、現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う場合にも、現施設の正常稼働には影響がないように検討してまいります。</p>

番号 28 は計画段階環境配慮書の案及び都市計画の構想段階評価書の案に共通して提出された意見書の内容です。

表8(14) 構想段階評価書の案についての一般からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
29	<p>①施設構造（煙突の高さ）について コスト面や景観よりも他地域より周辺住民は少ないとはいえ今迄はもとより、永年にわたり当地域にはまた大量に汚染は蓄積され続ける訳でありますので、住民の健康には十分配慮し、少しでも地域住民の不安を軽減して頂きたい。</p>	<p>施設構造の煙突高さについては、今年度の「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいりますが、今後併せて実施する環境影響評価の手続きの中で、施設の稼働による大気質等の予測評価をお示しするとともに、説明会等を通じて地域住民の方へ内容のご説明を行い、不安を軽減していただけるように努めてまいります。</p>
30	<p>②次期廃炉される時には是非西尾市以外でお願いしたい。</p>	<p>今後の計画については、未定となっております。</p>
31	<p>③完成稼働時には大気汚染数値は基準値と合わせて、毎月公報に掲載し、汚染状況を報告して頂きたい</p>	<p>現在の施設についてもクリーンセンターの維持管理の状況に関する記録として、年に複数回実施している排ガス中のばい煙等の測定結果を事業者のホームページで公表しております。新施設についても、同様に排ガス測定結果等の情報公開に努めてまいりたいと考えております。なお、情報公開の方法としては、基本的には事業者のホームページで行うことを検討しております。</p>
32	<p>④住民等意見聴取は出来れば地元住民の意見もしっかり聴いて頂きたい。</p>	<p>今後の手続きにおいても、住民の方の意見聴取の機会を設けるとともに、説明会等を通じて地域住民の方へ内容のご説明を行っていく計画としております。</p>

(2)「構想段階評価書」に係る関係行政機関からの意見

「構想段階評価書」について、関係行政機関からの意見はありませんでした。

参考 「計画段階環境配慮書」に係る愛知県知事の意見

本都市計画の同時公表した環境影響評価手続の「計画段階環境配慮書」に対し、愛知県知事から意見が通知されました。「計画段階環境配慮書」に対する意見は、構想段階評価書に係る内容が含まれることから、その概要と都市計画決定権者の見解を、表9に示します。

表9(1) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事からの意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。	配慮書に関する愛知県知事意見を十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成します。
1 全般的事項	
(1) 配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。	配慮書において設定した複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容については、第2章に記載しました。
(2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。	事業計画の検討に当たっては、高効率な排ガス処理設備の導入など、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減するよう努めます。
(3) 廃棄物の排出抑制に向けた取組を進めるとともに、計画施設の処理能力の算定根拠を分かりやすく示すこと。	廃棄物の排出抑制に向けた取組を進めてまいります。 また、計画施設の処理能力の算定根拠は第2章に記載しました。
(4) 事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなった場合には、その影響を含めて環境影響評価を適切に実施すること。	事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、新施設建設に支障となる一部施設（管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場）の解体を行うこととなったため、本事業の一部としてその影響を含めて環境影響評価を適切に実施します。
2 大気質	
事業実施想定区域南側に山地があり、風向・風速がその地形による影響を受けている可能性が考えられることから、大気質について適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	事業実施想定区域南側に山地があることから、大気質についての適切な予測・評価の手法として、地形を考慮した大気質の予測を行うことを検討し、その結果を第7章に記載しました。
3 騒音	
計画施設の試運転時には、既存のごみ処理施設と同時に稼働することが見込まれることから、施設からの騒音に対する適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	施設からの騒音については、既存のごみ処理施設稼働時の騒音の状況を把握するとともに、計画施設の試運転時も含めた影響の予測・評価を行います。
4 動物	
事業実施想定区域からの排水の放流先である須美川において、水生生物に対する適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	事業実施想定区域からの排水の放流先である須美川の上流及び下流における水生生物に対する調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第7章に記載しました。

都市計画決定権者の見解に記載のある章番号については「環境影響評価方法書」におけるものです。

表9(2) 計画段階環境配慮書についての愛知県知事からの意見及び都市計画決定権者の見解

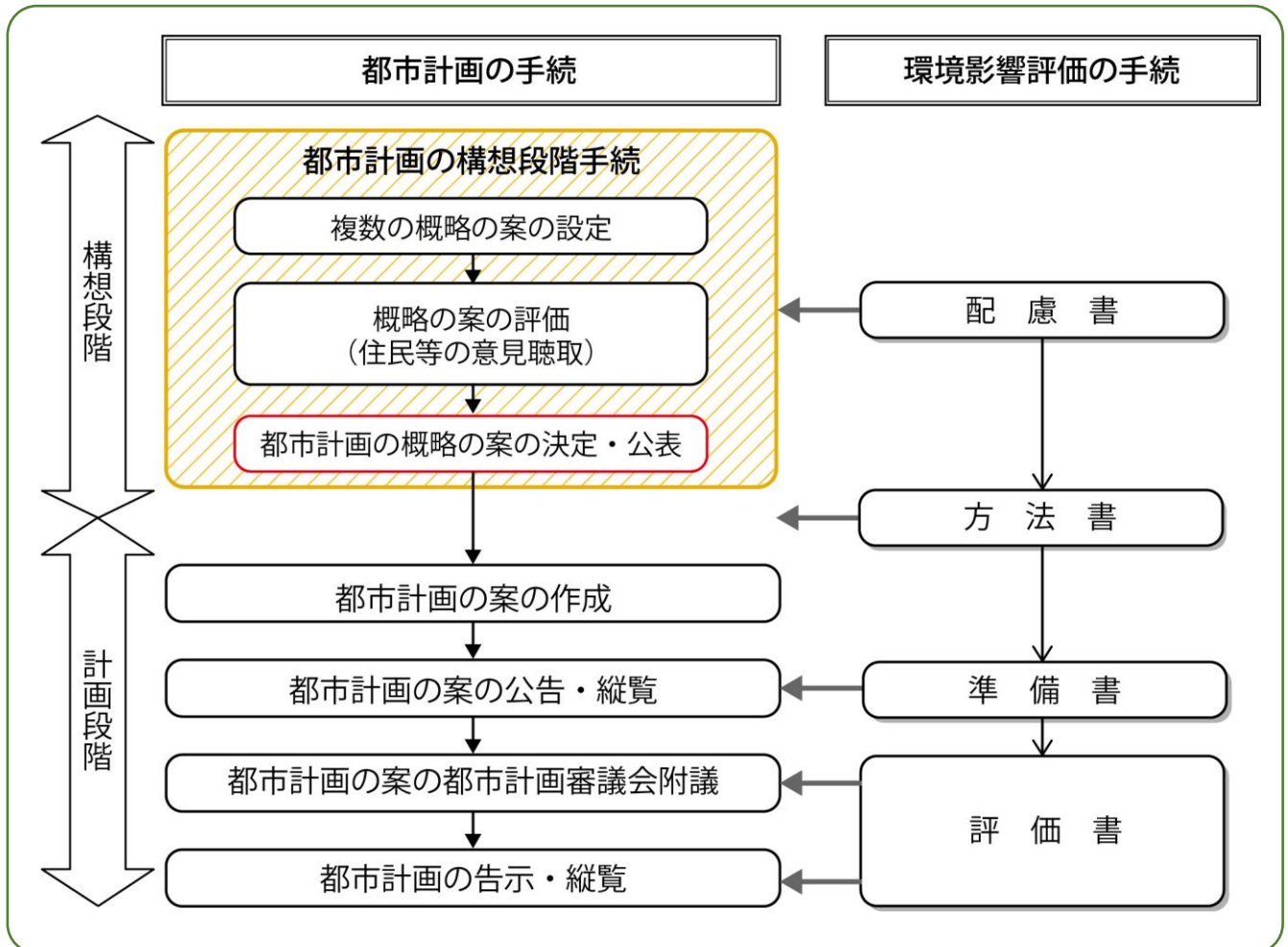
愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
5 景観	
<p>計画施設及び煙突の存在に伴う景観への影響が懸念されるため、これらの形状及び色彩に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な予測地点及び評価地点を検討すること。</p>	<p>周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討し、施設の形状及び色彩にも配慮した事業計画とします。</p> <p>また、予測・評価地点については、十分な現地踏査を実施した上で検討し、その結果を第7章に記載しました。</p>
6 温室効果ガス等	
<p>発電効率の高い廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</p>	<p>廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画を検討してまいります。また予測・評価については、施設で使用するエネルギーにより発生する温室効果ガスとともに、廃棄物発電により発生する電力等による温室効果ガスの削減効果についても予測・評価を行うこととし、その結果を第7章に記載しました。</p>
7 その他	
<p>方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めます。</p>

都市計画決定権者の見解に記載のある章番号については「環境影響評価方法書」におけるものです。

9. 都市計画の手続等

(1) 都市計画の手続

都市計画運用指針に基づく構想段階手続、計画段階手続の流れは、図6に示すとおりです。今後は、以降に実施される計画段階手続を進めてまいります。



: 現段階

図6 都市計画及び環境影響評価の手続

(2) 都市計画の概略の案の公表

公表場所	公表期間	公表時間
西尾市環境部環境業務課 (西尾市クリーンセンター) 西尾市都市整備部都市計画課 西尾市役所一色支所 西尾市役所吉良支所 西尾市役所幡豆支所 幸田町環境経済部環境課	令和4年11月1日(火)から 11月30日(水)まで 《土曜日、日曜日、祝日は除きます。》	午前8時30分から 午後5時15分まで

注) 西尾市のウェブページからもご覧になれます。

(<https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/gomi/1001396/1007002/1007550.html>)
環境影響評価方法書についても同時期に縦覧を実施します。

(3) 都市計画の概略の案の説明会の開催

日時・会場	令和4年11月15日(火) 午後7時から 西尾市クリーンセンター 2階研修室 (西尾市吉良町岡山大岩山65番地)
	令和4年11月20日(日) 午前10時から 西尾市役所 5階 51会議室 (西尾市寄住町下田22番地)
備考	環境影響評価方法書に関する説明会との同時開催となります。 事前の参加申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

(4) 問合せ先

問合せ先	西尾市 環境部 環境業務課 〒444-0531 愛知県西尾市吉良町岡山大岩山65番地 TEL: 0563-34-8112
------	--